

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年11月29日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
5番 田中 正博	7番 山本 功
8番 井澤 茂治	9番 中川 茂成
10番 田中 安弘	11番 山本 千恵子
13番 草嶋 邦子	16番 杉嶋 秀美
17番 森島 隆詞	18番 井上 和也
19番 岩井 三郎	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

12番 田中 吉照

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	14番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15番 松尾 清敏

事務局 八田 貴史
山口 健司
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和5年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

13番 草嶋 邦子	16番 杉嶋 秀美
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和5年11月29日午後3時00分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 本日も何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いたします。

本日の署名委員は、13番草嶋邦子、16番杉嶋秀美のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおり、乾谷西交差点・古谷橋の西側、山田川を挟んで南北に位置する場所になります。

本件については、譲渡人が高齢のため営農規模縮小に伴う所有権の有償移転申請です。譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 議案第1号については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉嶋 16番、杉嶋です。

1番の案件につきまして、11月24日に岩井会長と中村推進委員、山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。1番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
でございます。

3ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおり、府道八幡木津線と狛田一丁目をつなぐ、町道僧坊・前川線が枠で囲っている浄楽11-1と11-2の間を東西に通っており、その道を挟んで南北の位置になります。

本件は市街化調整区域において、公共事業のため、町が一時使用を行っていた農地をこの度、貸露天駐車場として転用されるものです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、近鉄狛田駅とJR下狛駅から300メートル以内の区域で、第3種農地と判断されます。また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 議案第2号については、地区担当委員の澤田委員が現地確認を行っておられますので、
補足説明をお願いします。

澤 田 2番、澤田です。

2番の案件につきまして、11月21日に岩井会長と井澤委員、山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。駅近くでもあり、露店貸駐車場として転用されると

のことです。排水計画や隣接農地への影響はないものと考えますが、現地は公共事業に伴って工事車両等の駐車場、資材置場として一時使用されていた関係から、碎石が敷かれすぐにでも駐車場として使用可能なほど整備された現状となっています。本来一時使用であれば農地への現状復旧後の転用が望ましい訳ですが、令和元年の公共工事開始前の地権者との交渉時からこのような土地利用の話があったという実情や、現状復旧に係る町公金の支出抑制等の諸般の事情もあり、やむを得ず認めざるを得ない状況にあると考えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは2番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 中川委員どうぞ。

中 川 本件ですが、公共事業の関係があったとしても現状復旧が基本なのではないでしょうか。

議 長 ただ今の意見に対して、事務局より説明をお願いします。

事務局 今回の当該地に関しては、町都市整備課で実施しました令和元年度の僧坊・前川線道路整備工事の際に資材置場等として一時使用し、その後も令和2年度から令和4年度にかけて行ったJR狛田踏切移設拡幅工事及び令和3年度の僧坊・前川線交差点改良工事においても資材置場や工事車両駐車場として、町が借用してきた経過があります。

令和4年9月に工事が完了し、返還に際して都市整備課と土地所有者との協議のなかで、周辺の方より駅前の駐車場が不足しているとの話もあり、駐車場として利用することで、町としても農地に復旧費用が省け、双方にメリットがあるとのことで双方で合意したとのことです。

また、浄楽4-1と11-2の間に付け替えを行った水路があり、その水路であった用地の払下げによる所有権移転手続きがこの10月に完了したため、今回の申請地と一体的に利用するというので、この時期の申請となったとのことです。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 私の方から一言申し添えたいのですが、事務局から説明、地元委員からの補足でやむを得ないとあったように、本件は駐車場利用目的用地として事業実施の行政側と地権者で協議の上、ほぼ完成された状態での案件であります。

また、農業委員会として、判断すべき内容ではありませんが、当該地2カ所は踏切隣接地で通勤や買い物などで人通りや交通量も多く、学校通学路でもあり、安全面等も懸念される場所ですが、地権者である申請者からは、安全面を考慮して本格的なフェン

スの設置や北側部分には入口に門扉を設置する計画で申請が提出されており、許可がなされた場合には工事完了後、京都府知事あてに完了報告書の提出が義務付けられています。

町事業との関連があるものの、本来は事前に申請すべきものであると考えますので、賛成多数の場合、町事業との関連から今回は認めるが今後このようなことがないようにといった内容を、農業委員会の意見として添えて府に進達したいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 特にご異議ございませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第2号の1番については、許可相当の意見の他に、今後このようなことのなきよう別意見を付して、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、令和5年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について、を議題とします。事務局より議案の1番から11番までの提案及び説明を願います。

事務局 それでは5ページをお開きください。議案第3号、令和5年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

6ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおり、山手幹線の西側です。

6ページにお戻りいただき、2番、3番は利用権の設定を受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。2番でございます。

【 提案説明 】

7ページをお開きください。3番でございます。

【 提案説明 】

前耕作者は認定農業者の方で、利用権を設定を受けて耕作されていましたが、耕作が難しくなり、10月末で利用権を解除されました。その方からの紹介で農機具等の支援も受けて、今回新規就農で利用権の設定を受けられるとのことでした。

場所については14ページの地図のとおり、精北小学校の南西の位置になります。

7ページにお戻りいただき、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおり、農免道路北側の西側になります。

7ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページにお戻りいただき、先ほどの4番より少し南側になります。

8ページをお開きください。6番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図のとおり、府道枚方山城線と農免道路との開橋西の交差点から北西の位置になります。

8ページにお戻りいただき、7番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図のとおり、乾谷ファミリー農園の東側になります。

8ページにお戻りいただき、8番でございます。

【 提案説明 】

場所については23ページの地図のとおり、菱田縄添の春日神社の北西の位置になります。

9ページをお開きください。9番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページの地図のとおり、谷集会所の東側になります。

9ページにお戻りいただき、10番でございます。

【 提案説明 】

場所については27ページと28ページの地図のとおり、下狛会館の南西と、近鉄狛田駅の駅前広場の南になります。

9ページにお戻りいただき、11番でございます。

【 提案説明 】

場所については30ページの地図のとおり、農免道路西側の鉄塔の横になります。

以上の1番から11番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から11番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の1番から11番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から11番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて12番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、山本功委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、10ページにお戻りいただき、12番でございます。

【 提案説明 】

場所については32ページの地図のとおり、精華南中学校の北側、国道163号と山田川の間になります。

以上の12番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは12番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、12番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の12番についての計画は議案どおり決定いたします。
山本委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 山本委員にお伝えします。議案第3号12番の計画は、議案通り決定しました。

議 長 続いて13番・14番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、中村委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、10ページにお戻りいただき、13番でございます。

【 提案説明 】

場所については34ページの地図のとおり、山田川の南になります。

それでは10ページにお戻りいただき、14番でございます。

【 提案説明 】

場所については13番と同じく、34ページの地図のとおり、山田川の南になります。

以上の13番・14番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは13番・14番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、13番・14番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の13番・14番についての計画は議案どおり決定いたします。
中村委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 中村委員にお伝えします。議案第3号13番・14番の計画は、議案通り決定しました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、36ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については37ページの地図のとおり、農免道路の東側になります。

36ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については38ページの地図のとおり、ほうその保育所の東側になります。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、田から畑への変更計画届について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、39ページをお開きください。報告第2号、田から畑への変更計画届について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については40ページの地図のとおり、近鉄狛田駅の東側になります。
以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和6年1月11日木曜日午後3時からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年1月11日木曜日午後3時からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時00分